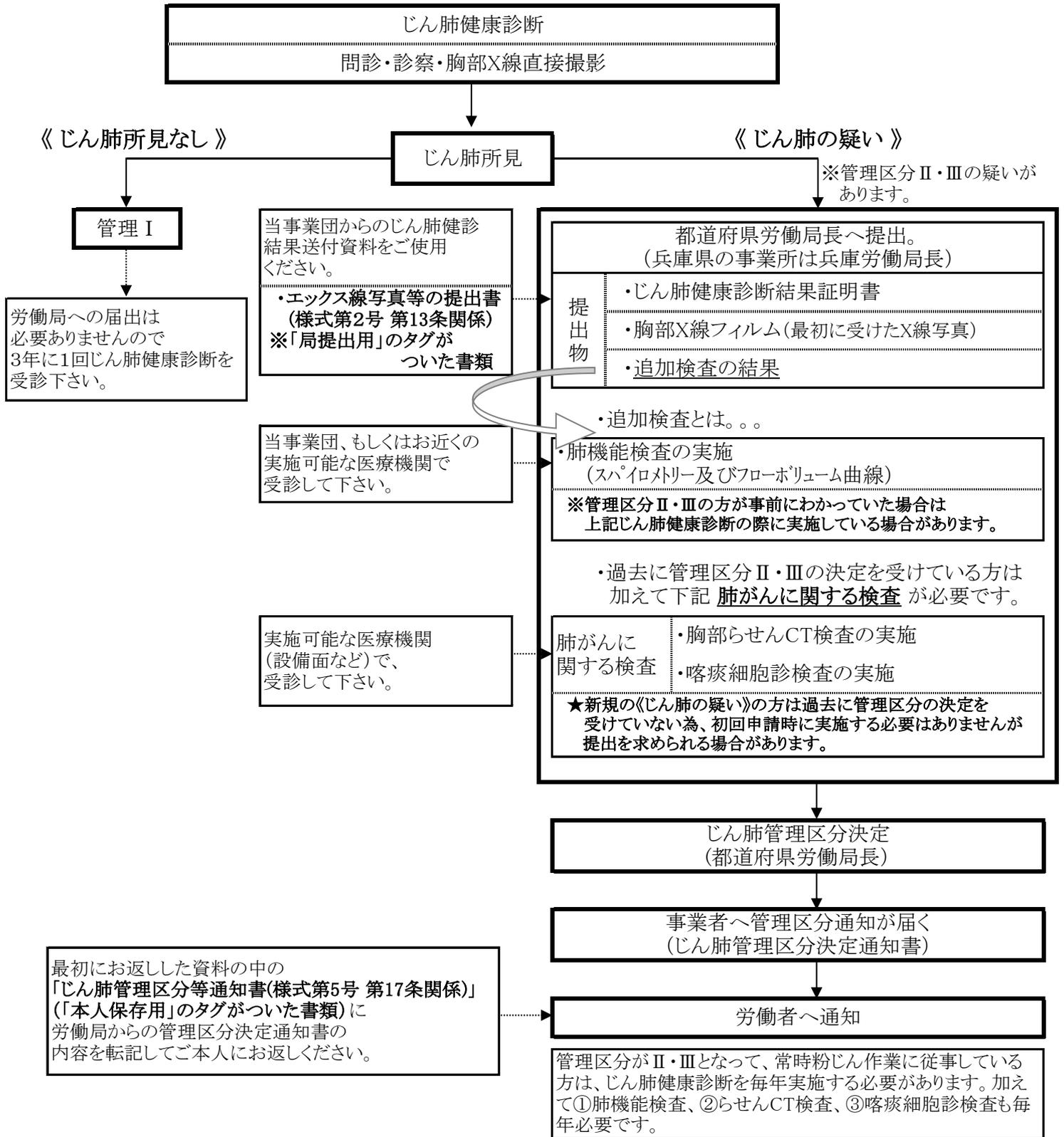


# じん肺健康診断実施事業所 ご担当者様へ

じん肺健康診断の結果報告及び、じん肺管理区分決定までの流れについて同封しております資料(エックス線写真等の提出書・じん肺管理区分等通知書)の活用方法も含めご参考にして頂くようお願い申し上げます。



※じん肺健康診断を実施しない年度についても、実施の有無に関わらず、対象の方がいる事業所は毎年必ず「じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号 第37条関係)」を管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

※ご不明な点がある場合は兵庫労働局へお問合せ下さい。(TEL:078-367-9153)